

浅香山小学校 いじめ防止対策基本方針

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの構造と指導の在り方について

いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を加えたいじめの構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」は、いじめを積極的に是認し、「傍観者」は、いじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するためには、「加害者」だけではなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことを目指し、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。

「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、「加害者」「観衆」「傍観者」を容認することに繋がるため、細心の注意を払って指導にあたる。遊びや悪ふざけであっても、いじめへと繋がる可能性のある行為については見つければすぐにその場で止め、指導を行う。また児童の特性を十分に理解し、平素から他の児童との関わり方について、指導や見守りを怠ってはいけない。

3. 未然防止

<全ての教育活動を通して豊かな人間性を育む>

- ・ 道徳教育を通して命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識を育む。
- ・ 人権教育を通して、人権について理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるようにする。
- ・ 児童にいじめについて考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育む。
- ・ 学校生活に関わるアンケートを効果的に利用する。

<学級活動をはじめ、特別活動を通して望ましい人間関係を築く>

- ・ 話し合い活動等の学級活動を通して、互いに尊重し、良さを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。
- ・ 委員会活動、クラブ活動、縦割り活動などの異年齢集団が共に楽しく触れ合ったり、協力して活動に取り組んだりする活動を通して、よりよい人間関係を形成する活動に主体的に取り組み、学校生活の充実と向上を図ろうとする態度を養う。

＜自尊感情を高める＞

自尊感情を高め、自他を大切にする心情を育むため、全ての教育活動において児童の居場所と出番づくりに努める。

＜自己有用感や自己肯定感を育む＞

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるようにする。そのため、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をつくり、児童の自己有用感が高められるようにする。その際、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られる。

社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることから、幼保・小・中・高・大学と適切に連携して取り組んでいく。

＜教員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける＞

研修等を通して確かな人権感覚を養い、日頃から児童理解に努め、児童が発する小さなサインを見逃さず、児童の変化を捉えて、いじめを見抜く力の向上に努める。

＜児童自らがいじめについて学び、取り組む＞

児童自らが、いじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えられるようにしていく。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考えは誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなでで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学び、いじめは人間として絶対に許されないことを理解させる。なお、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹底するよう心がける。

＜ストレスマネジメント＞

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りなどが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、委員会やクラブ活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。またストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などをしたり、誰かに相談したりするなどして、ストレスに適切に対処できる力を育む。

4. 早期発見に向けて

いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。いじめは、大人の目の届きにくいところで発生するため、子どもの内面にしっかり目を向け、困っていることをつかむことが大切となる。学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

① 「けんかやふざけ合い」について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

② いじめを疑う

堺市発行の「いじめ対応チェックシート」に該当する項目があるかを確認する。

③ 平素から子どもの表情や友達関係の変化をしっかりと見つめる

計画的な校内巡回（様々な経路、時間帯、休み時間のトイレ）や登下校時の観察（見まもり隊との連携）等、児童の状況把握に努める。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

④ 声かけを積極的に行い、個別の相談やスクールカウンセラーとの連携

⑤ 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常的に行われる日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。

⑥ 個人面談の実施

学級担任等と話をする機会を設定する。（大きく間が空いてしまうことのないようにする。）面談が予定通り進んでいるか進捗状況の把握を各学年で行い、どのような相談事例があるかを集約する。「いじめ不登校対策委員会」で取り上げたほうがよい事案が出てきた場合には、生徒指導主任または管理職に報告する。報告内容を元に必要に応じて、「いじめ不登校対策委員会」を招集する。

いじめ不登校対策委員会の構成メンバーは、学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、該当学年担任とし、事象によって人数が増えることもある。

⑦ 学校生活に関するアンケートや浅小アンケートの結果を追跡する

⑧ 児童、保護者からの相談

児童や保護者の立場に立って、思いを十分に聞き取るとともに守秘義務に留意し、些細なことでも真摯に受け止め、迅速に対応する。その際、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。」ことなどをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

⑨ i システム（いじめ記録シート）の活用

校内で、i システム（いじめ記録シート）を活用することで情報を共有し、組織的な対応を行う。議事録を必ず入力する。

5. 早期対応

- ・管理職に報告・相談する。
- ・いじめがあることが確認された場合、学校は被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、「いじめ不登校対策委員会」を中心として、組織的な対応方針を検討する。教職員は決して一人で抱え込まず他の教員と情報を共有し、共通理解のもと対応に当たる。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。
- ・被害児童にとって信頼出来る人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える。被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、必要に応じていじめた児童を別室にて指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・スクールカウンセラーの活用や教育相談を定期的に行い、相談しやすい環境を整える。
- ・事実関係の把握（※記録をとり、報告書の作成や分析ができるように）
 - ① 被害児童の話を十分に聞き、辛くて苦しい気持ちを共感的に受け止めながら、事実関係を確実につかむ。「いつ、どこで、誰に、何をされた（何があった）」
 - ② 関係している子どもからの個別を含め、丁寧な聞き取りによって、ことの初めからきっかけは何か、いつ何が起こっているのか、どのような思いでしたことかなどの事実関係を、しっかりとつかむ。その際、「指導しながら事実を話させる」ということに、陥らないようにする。・まず、分担を決め、同時に、一人ひとりから、個別に聞き取りをする。
聞き取る子どもの順序について、十分に考慮する。
 - ・そのうち、児童を集め事実関係を確認する。
 - ・授業中に聞き取ることが必要な場合は補講の体制をとる。
 - ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に被害者側の保護者に事実関係を伝える。

6. 早期解決（被害児童の立場に立ち、チーム力を生かし組織で取り組む。被害児童を守り通す。）

- ① 聞き取りの内容を、担当者が集まり、事実関係の把握・整理を行い、対応策を考える。
- ② 聞き取りの内容や今後の指導の方法について、両方の保護者に学年主任が同伴して家庭訪問を行い、速やかに担任から報告する。

<指導段階の要点>

- ・子どもが事実を見つけ、反省点を明確にし、今後同様のことが起きた場合にどうするかをつかむ指導をする。
- ・関わりのある子どもを、一同に集めて指導をする。
- ・子ども同士の謝罪の場を設け、反省点と今後のことについて共通理解させる。
- ・保護者間の話し合いや謝罪を依頼する。学校の落ち度はきちんと謝る。加害児童の保護者とともに家庭訪問し事実関係・事情を説明するなど、保護者が互いに、謝罪を含め、心を通い合わせることに尽力する。
- ③ 教育委員会への報告
事実を確認した結果、悪質であったり、大怪我を伴ったりしたもので、報告が必要と判断したものに関しては、教育委員会にその内容を報告する。

7. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも次の2つの要件が必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

8. 特に配慮が必要な児童等について

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障がいのある児童
- ・ 海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童（被災児童）
- ・ 新型コロナウイルスに関わる欠席児童

9. 再発防止

① 同様のことが起こらないように、児童の見守り、監視の体制を学校としてとり、児童に対して継続的な指導、支援を行う。

- ・ 被害児童の見守りと支援、心のケア
- ・ 加害児童への指導と支援
- ・ 定期的な面談

② 保護者へ定期的に連絡をする。

③ 関係機関と連携する。

④ いじめのない学級（学年、学校）づくりに向けた指導を行う。

10. 重大事態への対応

重大事態

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)

イ)「相当の期間学校を欠席することを余義なくされている疑い」

(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

ウ)「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

重大事態が発生した場合、国が示した「重大事態対応フロー図」(下図)をもとに、迅速に対応する。

重大事態が発生した場合は学校から市教委、市教委から市長に報告する。

重大事態対応フロー図

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不具合があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在来生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

・いじめに向かわない態度・能力の育成について

いじめは重大な人権侵害に当たり、児童に大きな傷を残すもの、刑事罰の対象となり得ること等について、実例（裁判例）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

・ガイドラインに示された「重大事態の事例」について

① 児童が自殺を企図した場合

② 心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・おう吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

・記録の保存について

個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも 5 年間保存することが望ましい。

11. 加害児童への指導又はその保護者への助言

加害児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。(いじめを解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。)

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

12. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を浸透させる。

いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

13. 相談窓口について

児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなどを定期的に点検することや、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。

＜児童のための相談窓口＞

- ・ 学校教育部生徒指導課 072-228-7436
- ・ 電話教育相談ころほーん 072-270-5561 (24 時間 365 日)
- ・ 面接相談 (電話予約) ソフィア教育相談 072-270-8121
ふれあい教育相談 072-245-2527
- ・ ネットによるいじめ相談
「堺市 STOP ネットいじめ」 http://www.sakai.ed.jp/gakkokyoikubu_soudan/

＜関係機関＞

- ・ 子ども相談所 072-245-9197
- ・ 堺区役所 子育て支援課 072-222-4800・072-228-7023
- ・ 警察署 (堺) 072-223-1234
- ・ 堺少年サポートセンター 少年育成室 072-274-2355

14. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対し、速やかに削除依頼をする。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

スマートフォンやタブレット、ゲーム等を利用した SNS 等のいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい。SNS を利用したトラブルがあった際には、関係児童に問題となっているメッセージやグループなどを速やかに削除させる。ネットによる被害を無くすためには、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていかなければならない。

15. 相談体制の定期的な点検

児童及び保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等を学期毎に 1 回以上点検を行う。(いじめ不登校対策委員会など)

16. 組織的な指導体制

いじめへは校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立して対応する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ不登校対策委員会」で情報を共通し、組織的に対応する。いじめがあった場合に組織的に対処できるように、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際に、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにしておく。

また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を加え、対応していく。

17. いじめ防止のための組織の招集

いじめの疑いがある場合やいじめが発覚した場合は、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、速やかに対応にする。いじめの状況によっては、専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を配置する。

定期的に行う会議では、学校生活に関するアンケートや浅小アンケートの結果を踏まえ、未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかの点検と改善を行う。その後、職員会議や校内研修等ですべての教職員に話合いの結果や改善点等を周知する。

18. 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るために、少なくとも年に一回以上いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の移動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に沿って校内研修を進めていく。

19. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理者は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

20. 学校評価と教員評価

学校評価でいじめの問題を取り扱うことにおいては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やいじめが多いか少ないかのみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うことにおいては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やいじめが多いか少ないかのみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。

21. 地域や家庭との連携について

「浅香山小学校 いじめ防止基本方針」をHPで公開する。取り組みの進捗状況や得られた成果やアンケートの結果、それを踏まえた学校の取り組みを適宜、情報発信する。必要に応じて、意識啓発のための取り組みや意見聴取のための取り組みを企画する。「浅香山小学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問やHP、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。